

付議案第17号

福岡市教科用図書調査研究委員会規則の一部を改正する規則案

上記の付議案を提出する。

令和4年3月28日

福岡市教育委員会

教育長 星子 明夫

理由

本件は、福岡市教科用図書調査研究委員会の組織を一部変更することに伴い、所要の改正を行う必要があることから、福岡市教育委員会事務委任規則第2条第1項第2号の規定により付議するものである。

福岡市教科用図書調査研究委員会規則の一部を改正する規則

福岡市教科用図書調査研究委員会規則（平成13年福岡市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の次に次の1号を加える。

(6) その他教育委員会が必要と認める者

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

福岡市教科用図書調査研究委員会規則の一部を改正する規則新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第2条（略） （組織）</p> <p>第3条 委員会の委員は、30名以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1) 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の校長会会長</p> <p>(2) PTA 役員</p> <p>(3) 学識経験者</p> <p>(4) 教育委員会事務局等の主任指導主事及び指導主事（以下「主任指導主事等」という。）</p> <p>(5) 教育委員会事務局の部長の職にある職員</p> <p>以下略</p>	<p>第1条～第2条（略） （組織）</p> <p>第3条 委員会の委員は、30名以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1) 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の校長会会長</p> <p>(2) PTA 役員</p> <p>(3) 学識経験者</p> <p>(4) 教育委員会事務局等の主任指導主事及び指導主事（以下「主任指導主事等」という。）</p> <p>(5) 教育委員会事務局の部長の職にある職員</p> <p>(6) <u>その他教育委員会が必要と認める者</u></p> <p>以下略</p>

付議案第17号 福岡市教科用図書調査研究委員会規則の一部改正案

1 改正の理由

福岡市教科用図書調査研究委員会では、小学校、中学校並びに特別支援学校の小学部及び中学部において使用する教科用図書について 調査研究を行っており、その委員は、校長会会長、P T A役員、学識経験者、教育委員会事務局の主任指導主事等及び部長の職にある者で構成されている。

今後、I C Tを活用した学習の推進やデジタル教科書の活用が求められている中で、教科用図書の調査研究をさらに充実させていくためには、専門的な見識をもつ委員を幅広く選定していく必要があり、福岡市教科用図書調査研究委員会の組織について、一部見直したものを。

2 改正の内容

福岡市教科用図書調査研究委員会の組織を見直し、福岡市教科用図書調査委員会規則第3条を一部改正するもの。